

令和7年度

高知市職員倫理委員会資料

令和8年1月28日

高知市

目 次

I 高知市職員倫理条例・規則等

高知市職員倫理条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

高知市職員倫理規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

職員が報酬を伴う地域貢献活動等を行う場合の許可基準・・・・・・・・ 12

不動産の賃借に係る営利従事等許可基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

II 贈与等報告書の提出状況（令和6年度）

1 贈与等報告書の提出状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

2 贈与等報告の内容別内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

3 贈与等報告者の状況（職種内訳）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

III 実費弁償分の受領に係る許可申請等の取扱いについて・・・・・・ 22

IV 不動産等賃貸・太陽光電気の販売に係る許可申請の取扱い・・・・23 について

V 高知市職員の職務に係る倫理の保持について・・・・・・・・・・・・ 27

I 高知市職員倫理条例・規則等

(資料)

○高知市職員倫理条例

平成12年12月26日

条例第65号

すべての職員は、全体の奉仕者であり、その職務は市民から負託された公務であることを深く自覚し、公共の利益のために全力を挙げて職務に専念しなければならない。

ここに、職員の公務員としての自覚を促し、公務に対する市民の信頼の確保を図り、市政の健全な発展に資するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する一般職に属する高知市職員をいう。
 - (2) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者(同条第2項の規定により権限を委任された者を含む。)をいう。
 - (3) 事業者等 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。
- 2 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項第3号の事業者等とみなす。

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

(職員倫理規則)

第4条 市長は、前条に規定する倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。この場合において、職員倫理規則には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他市民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

2 市長は、職員倫理規則の制定又は改廃に際しては、高知市職員倫理委員会の意見を聴かななければならない。

(贈与等の報告)

第5条 職員倫理規則で定める職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき、又は事業者等と職員倫理規則で定める職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として職員倫理規則で定める報酬の支払を受けたとき（ただし、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が職員倫理規則で定める額を超える場合に限り。）は、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、職員倫理規則に定めるところにより、任命権者に提出しなければならない。

- (1) 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額
- (2) 当該贈与等により利益を受け、又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となった事実
- (3) 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員倫理規則で定める事項

2 任命権者は、前項の規定により贈与等報告書が提出されたときは、当該贈与等報告書の写しを高知市職員倫理委員会に提出しなければならない。

(報告書の保存及び閲覧)

第6条 任命権者は、前条の規定による贈与等報告書を受領したときは、当該贈与等報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

2 何人も、任命権者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が、職員倫理規則で定める額を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するものとして任命権者が認める事項に係る部分については、この限りでない。

- (1) 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国、国際機関、国若しくは他の地方公共団体との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国、国際機関、国若しくは他の地方公共団体との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- (2) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

(高知市職員倫理委員会)

第7条 職員の職務に係る倫理の保持に資するため、高知市職員倫理委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この条例の実施に関し、必要な範囲において次の事務を行う。

- (1) 職員倫理規則の制定又は改廃に関し、市長に意見を述べること。
- (2) 任命権者から提出された贈与等報告書に関し、意見を述べること。
- (3) この条例の遵守のための体制整備に関し、任命権者に対し意見を述べること。
- (4) 任命権者に対し、職員の職務に係る倫理の保持を図るため、監督上必要な措置を講ずるよう意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の実施に関し、必要な意見を述べること。

- 3 委員会は、委員3人をもって組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 第2項から前項までに規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(任命権者の責務等)

第8条 任命権者は、職員の職務に係る行為が市民の疑惑や不信を招くことがないように常に注意を喚起するとともに、職員に対する研修に努めなければならない。

- 2 任命権者は、この条例又は職員倫理規則に違反することを理由として行った懲戒処分について、職員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、その概要を公表することができる。

(職員の倫理を監督する職員)

第9条 職員の職務に関する倫理の保持を図るため、任命権者のもとに職員の倫理を監督する職員1人を置く。

- 2 職員の倫理を監督する職員は、職員に対し、その職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うとともに、職員の職務に係る倫理の保持のため、必要に応じて体制の整備を行う。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条及び第6条の規定は、別に規則で定める日から施行する。
- 2 第5条の規定は、同条の規定の施行の日以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適用する。

附 則 (令和2年1月1日条例第4号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、高知市職員倫理条例（平成12年条例第65号。以下「倫理条例」という。）第4条第1項、第5条第1項及び第6条第2項の規定に基づき、職員（倫理条例第2条第1項第1号に規定する職員をいう。以下同じ。）の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項を定めるものとする。

(倫理行動規準)

第2条 職員は、高知市職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、第1号から第3号までに掲げる倫理条例第3条の倫理原則とともに、第4号及び第5号に掲げる規準をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- (2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
- (3) 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- (4) 職員は、職務の執行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。
- (5) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

(利害関係者)

第3条 この規則において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者（職員を除く。）をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として任命権者（倫理条例第2条第1項第2号に規定する任命権者をいう。以下同じ。）が定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。

- (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等及び高知市行政手続条例（平成9年条例第3号。以下この項において「行政手続条例」という。）第2条第4号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等（倫理条例第2条第1項第3号に規定する事業者等及び同条第2項の規定により事業者等とみなされる者をいう。以下同じ。）、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（倫理条例第2条第2項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下この項において「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らか

である事業者等又は特定個人

(2) 補助金等（補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に規定する補助金及び負担金並びに利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。以下この号において同じ。）を交付する事務 当該補助金等（市以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するものを含む。）の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

(3) 立入検査又は監査（法令（行政手続条例第2条第1号に規定する法令をいう。）の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

(4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分及び行政手続条例第2条第5号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人

(5) 行政指導（行政手続法第2条第6号に規定する行政指導及び行政手続条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

(6) 執行機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の2に規定する執行機関をいう。）が所掌する事務のうち事業の改善及び調整に関する事務（前各号に掲げる事務を除く。） 当該事業を行っている事業者等

(7) 地方自治法第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。

（禁止行為）

第4条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。

(2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

(3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - (5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
 - (6) 利害関係者から供給接待を受けること。
 - (7) 利害関係者と共に飲食をすること。
 - (8) 利害関係者と共に遊技、ゴルフ又は旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。
- (1) 利害関係者から次に掲げるものの贈与を受けること。
 - ア 職員自らが主催若しくはこれに準ずる冠婚葬祭その他の社会慣習上行われる慶事又は弔事において受領する通常一般の社交の範囲内の祝儀、香典又は供花
 - イ 広く一般に配布するための宣伝用物品又は記念品
 - ウ 多数の者が出席する式典、総会その他の催し物（これに引き続き行われる懇談会を含む。）において贈呈される記念品
 - (2) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
 - (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
 - (4) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
 - (5) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。
 - (6) 多数の者が出席する式典、総会その他の催し物（これに引き続き行われる懇談会を含む。）において、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること。
- 3 第1項の規定の適用については、職員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第5条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下この項において同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、ボランティア活動をはじめとする市民が参加する自由な社会貢献活動及び自治活動を行うに際して、それらの活動に参加している利害関係者との間においては、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招

くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

- 3 職員は、利害関係者に該当する者（第3条第1項第1号及び第4号を除く。）のうちその業務の全部又は一部が市の事務又は事業と密接な関連を有する公益的法人等であって、高知市職員定数条例（昭和24年条例第44号）第2条第2項第6号に規定する公共的団体その他市長が特に認める公共的団体の役職員との間においては、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項第7号及び第8号に掲げる行為を行うことができる。
- 4 職員は、利害関係者のうち第3条第1項第2号に規定する者に該当する者であって、公共的団体の役職員である者（前項の規定に該当する者を除く。）との間においては、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項第7号及び第8号に掲げる行為を行うことができる。
- 5 職員は、職務の執行に際し、交渉又は打合せを行うことが必要な利害関係者との間においては、自己の費用を負担するとともに、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項第7号に掲げる行為を行うことができる。
- 6 職員は、前各項の公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理条例第9条第1項に規定する職員の倫理を監督する職員（以下「倫理監督員」という。）に相談し、その指示に従うものとする。
- 7 職員が、任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第2項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下この項において同じ。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）における第1項の規定の適用については、同項中「職員としての身分」とあるのは、「職員又は特別職地方公務員等（地方公務員法第29条第2項に規定する特別職地方公務員等をいう。）としての身分」とする。

（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）

第6条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

- 2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

（講演等に関する規制）

第7条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（地方公務員法第38条第1項の許可又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条第1項の承認を得てするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督員の承認を得なければならない。

ない。

(倫理監督員への相談)

第8条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第4条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督員に相談するものとする。

(贈与等の報告等)

第9条 倫理条例第5条第1項の職員倫理規則で定める職員は、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する高知市職員とする。

2 倫理条例第5条第1項の職員倫理規則で定める額は、1件につき5,000円とする。

3 倫理条例第5条第1項の職員倫理規則で定める報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

(1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬

(2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等であって職員が行うものであることを明らかにして行うものの報酬

4 倫理条例第5条第1項第4号の職員倫理規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 贈与等(倫理条例第5条第1項に規定する贈与等をいう。以下同じ。)の内容又は報酬(同項に規定する報酬をいう。以下同じ。)の内容

(2) 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた職員の職務との関係及び当該事業者等と当該職員が属する機関との関係

(3) 倫理条例第5条第1項第1号の価額として推計した額を記載している場合にあつては、その推計の根拠

(4) 供応接待を受けた場合にあつては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業(多数の者が出席する式典、総会その他の催し物(これに引き続き行われる懇談会を含む。))の場において受けた供応接待にあつては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数

(5) 倫理条例第2条第2項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者(以下「役員等」という。)が贈与等をした場合にあつては、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名)

(贈与等報告書の様式)

第10条 倫理条例第5条第1項の贈与等報告書(以下「贈与等報告書」という。)は、別記様式によるものとする。

(贈与等報告書の提出期限)

第11条 贈与等報告書の提出期限は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間(以下この条において「四半期」という。)ごとに、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内とする。

(贈与等報告書の閲覧)

第12条 倫理条例第6条第2項の職員倫理規則で定める額は、1件につき20,000円とする。

2 倫理条例第6条第2項に規定する贈与等報告書の閲覧(以下「贈与等報告書の閲覧」という。)は、当該贈

与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。

3 贈与等報告書の閲覧は、任命権者が指定する場所でこれをしなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

(贈与等報告書に関する委員会の意見聴取)

第13条 任命権者は、倫理条例第7条第1項に規定する高知市職員倫理委員会（以下「委員会」という。）に贈与等報告書（倫理条例第6条第2項ただし書に規定する事項に係る部分を除く。）を提出し、委員会の意見を聴くものとする。

(任命権者の責務)

第14条 任命権者は、倫理条例又はこの規則に定める事項の実施に関し、倫理条例に定めるもののほか、次に掲げる責務を有する。

(1) 贈与等報告書の受理、審査及び保存、贈与等報告書の委員会への提出並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

(2) 職員が倫理条例又は倫理条例に基づく規則（任命権者が別に定めるものを含む。以下同じ。）に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。

(3) 職員が倫理条例又は倫理条例に基づく規則に違反する行為について倫理監督員その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。

(4) 研修その他の施策により職員の倫理感の醸成及び保持に努めること。

(倫理監督員の責務等)

第15条 倫理監督員は、倫理条例又はこの規則に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

(1) 職員からの第5条第6項又は第8条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

(2) 職員が特定の者と市民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

(3) 任命権者を助け、職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

(4) 倫理条例又は倫理条例に基づく規則に違反する行為があった場合に、その旨を任命権者に報告すること。

2 倫理監督員は、その指定する職員に、倫理条例又はこの規則に定めるその職務の一部を行わせることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月30日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第5条第3項の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成20年12月1日規則第149号）抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

贈 与 等 報 告 書

任命権者 様

所 属
職・氏名

印

贈与等により利益を受け、又は報酬の支払を受けた年月日	
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	
贈与等の内容又は報酬の内容	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	
供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が出席する催し物の場において受けた供応接待にあっては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数）	
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所	
条例第2条第2項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名）	
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する機関との関係	

- 注 1 「贈与等又は報酬の支払の基因となった事実」欄には、職員が贈与等により利益供与を受けた場合にあっては贈与、供応接待等の事実を、職員が報酬の支払を受けた場合にあっては職員が提供した人的役務の内容並びに職員が当該人的役務を提供した年月日及び場所その他の当該報酬の支払を受ける基因となった事実に関する事項を記載する。
- 2 「贈与等の内容又は報酬の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供応接待の区分及びそれぞれの種類を記載する。
- 3 「贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠」欄には、販売業者への販売価格の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等、職員が価額を推計した根拠を記載する。
- 4 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚に記入する。

職員が報酬を伴う地域貢献活動を行う場合の許可基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条第1項に規定する職員の営利企業等の従事制限について、高知市職員の営利企業等の従事制限に関する規則(平成7年規則第68号)第3条の規定に基づく許可(以下「営利従事許可」という。)の対象となる地域貢献活動(次条に規定する活動をいう。以下同じ。)の内容等を定めることにより、同法の円滑な運用を図ることと、職員の地域社会における自主的な活動を促進し、もって地域社会の活性化等に資することを目的とする。

(対象となる活動)

第2条 この許可基準の対象となる地域貢献活動は、市内外の地域の発展、活性化等に寄与する活動のうち、公益性が高く、報酬を伴うもので、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農村等の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 地域の安全を図る活動
- (9) 防災・災害救援活動
- (10) 子どもの健全育成を図る活動
- (11) 経済活動の活性化を図る活動
- (12) その他公共性の高い地域的又は社会的な活動で任命権者が認めるもの

(対象となる職員)

第3条 この許可基準に基づく営利従事許可の対象となる職員は、次のいずれにも該当する職員とする。

- (1) 一般職の職員(パートタイム会計年度任用職員を除く。)
- (2) 地域貢献活動の開始予定日において、在職1年以上の者又は在職1年未満で任命権者が適当と認める者
- (3) 一般職の職員(会計年度任用職員を除く。)については、地域貢献活動の開始予定日の直近の人事考課が「C」又は「D」でない者
- (4) 地域貢献活動の開始予定日の直近1年間において、療養休暇の取得期間が30日未満であり、健康状態が良好である者
- (5) 地域貢献活動の開始予定日の直近1年間において、懲戒処分又は休職処分を受けていない者

(許可基準)

第4条 任命権者は、前条に規定する職員が、営利企業等従事許可申請書(別記様式)により地域貢献活動に係る営利従事許可の申出をしたときは、次に掲げる要件を全て満たす場合に、許可することができる。

- (1) 勤務時間外、週休日及び休日における地域貢献活動であり、職務の遂行に支障を来すおそれがない

こと。

- (2) 活動時間数は、週8時間又は1か月30時間以内、また、勤務時間が割り振られた日において1日3時間を超えないものとする。
- (3) 法第33条に規定する信用失墜行為に該当するおそれがないこと。
- (4) 営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動又は法令に反する活動でないこと。
- (5) 地域貢献活動をしようとする職員が担当する業務において、当該地域貢献活動の主体となる団体等との間に、免許、認可、許可、検査、監査、税の賦課・徴収、補助金の交付、工事の請負、物件の使用、物品の購入等の特別な利害関係がないこと。ただし、当該業務から担当を離れた日以後3年間については、当該業務に従事しているものとみなす。
- (6) 報酬等が地域貢献活動として許容できる範囲であること。

(変更)

第5条 前条の規定に基づく許可を受けた職員が、昇任、転任等により担当する業務に変更があった場合又は、当該許可を受けた地域貢献活動の内容に変更があった場合は、変更後の内容で改めて申請し、許可を受けなければならない。

(活動報告)

第6条 高知市職員倫理条例（平成12年条例第65号）第5条に規定する職員は、贈与等報告書の提出に併せて、活動実績報告書を任命権者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者が必要と認めるときは、前条の規定に基づき許可を受けた職員に活動実績報告書の提出を求めることができる。

(許可の取消し)

第7条 任命権者は、次の事由のいずれかに該当する場合は、第4条の規定に基づく許可を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 職務の公平性を失う又はそのおそれがあるとき。
- (3) 法令に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請又は報告があったとき。
- (5) 第3条の対象職員でなくなったとき。
- (6) その他任命権者が適切でない判断したとき。

(その他)

第8条 この許可基準に定めるもののほか、社会貢献活動に係る営利従事許可の取扱いに必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

(任命権者)

	様	所属	
		(申請者) 職名	
		氏名	

以下のとおり営利企業等の従事許可を申請します。

営利企業, 団体等の名称			
営利企業, 団体等の所在地			
営利企業, 団体等の事業形態			
従事する業務に係る事項	職の名称		
	職務内容及び責任の程度		
	期間等	令和 年 月 日から	<input type="checkbox"/> 新規
		令和 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 継続
		<input type="checkbox"/> 勤務時間外	<input type="checkbox"/> 週休日及び休日
		1回あたり	時間程度 *勤務日の上限3時間
		1週間あたり	時間程度 *上限8時間
1か月あたり	時間程度 *上限30時間		
収入額	<input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 週 <input type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> 時間	円	
従事を必要とする理由			
本務に与える影響			
本申請以外に許可を受けている兼業の有無		<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	
申請に対する所属長意見		上記従事先は, 当該職員の係る業務において利害関係者*に当たらず, 従事することは, 業務に支障がない <input type="checkbox"/> 職名 氏名	
地方公務員法第38条第1項及び高知市職員の営利企業等の従事制限に関する規則に基づき, 上記申請を許可する。 年 月 日 (任命権者)			

* 利害関係者とは、職員がその者との間で一定の行為を行うことが、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くおそれがあるものとして、その行為について一定の制限を加えることが適当であると考えられる者です。

具体的には、職員が担当する業務と兼業先との間に、免許、認可、許可、検査、監査、税の賦課・徴収、補助金の交付、工事の請負、物件の使用、物品の購入等の特別な利害関係があるものが該当し、業務を離れた日以後3年間については、当該業務に従事しているものとみなします。

不動産の賃借に係る営利従事等許可基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条第1項に規定する職員の営利企業等の従事制限について、不動産の賃借に係る許可の取扱等を定めることにより、同法の円滑な運用を図ることを目的とする。

(許可の対象となる不動産の賃借)

第2条 次に掲げる要件に該当する不動産の賃借は、法第38条第1項に規定する許可を受けなければならない。

(1) 不動産の賃借が次のいずれかに該当する場合

ア 独立家屋の賃借については、独立家屋の数が5棟以上であること。

イ 独立家屋以外の建物の賃借については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であること。

ウ 土地の賃借については、賃借契約の件数が10件以上であること。

エ 賃借に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。

オ 賃借に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。

(2) 駐車場の賃借が次のいずれかに該当する場合

ア 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。

イ 駐車台数が10台以上であること。

(3) 不動産又は駐車場の賃借に係る賃借料収入の額(これらを併せて行っている場合には、これらの賃借に係る賃借料収入の額の合計額)が年額500万円以上である場合

(4) (1)又は(2)に掲げる不動産等の賃借と同様の事情があると認められる場合

(許可基準)

第3条 任命権者は、職員が法第38条第1項に規定する許可の申出をしたときは、次に掲げる要件を全て満たす場合に、許可することができる。

(1) 不動産又は駐車場の管理業務を事業者に委ねること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

(2) 職員の職務と許可に係る不動産又は駐車場の賃借との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

(3) 全体の奉仕者である公務員として適当でない場合ではないこと。

ア 職務の公正性、信頼性が確保されるものであること。

イ 職の品位を保持し、職全体の名誉を維持するものであること。

(許可の申出)

第4条 職員が前条の許可の申出をするときは、営利従事等許可申請書(別記様式)に、必要に応じて次に掲げる書類を必要に応じて添付して、任命権者に提出するものとする。

(1) 不動産登記簿の謄本、図面等の賃借する不動産の状況がわかる資料

(2) 賃借契約書の写し等の不動産賃借料収入額がわかる資料

(3) 管理会社への管理業務契約書等の不動産の管理方法がわかる資料

(4) その他任命権者が必要と認める資料

2 前項の規定に基づく許可を受けた内容に変更があった場合は、変更後の内容で改めて申請し、許可を受けなければならない。

(許可の取消し)

第5条 任命権者は、次の事由のいずれかに該当する場合は、第3条の規定に基づく許可を取り消すものとする。

(1) 職務の遂行に支障を来す又はそのおそれがあるとき。

(2) 職務の公平性を失う又はそのおそれがあるとき。

(3) 法令に違反したとき。

(4) 信用失墜行為を行ったとき。

(5) 虚偽の申請又は報告があったとき。

(6) その他任命権者が適切でないと判断したとき。

(その他)

第6条 この許可基準に定めるもののほか、必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

(任命権者)

	様	所属	
	(申請者)	職名	
		氏名	

以下のとおり営利企業等の従事許可を申請します。

賃貸する不動産	建物	(独立家屋)	棟	延べ床面積	m ²	
		(マンション等)	室	延べ床面積	m ²	
		所在地				
	土地	貸付件数	件	面積合計	m ²	
		用途				
		所在地				
	駐車場	駐車台数	台	機械設備の有無	有 無	
		所在地				
	その他	(娯楽集会、遊戯等のための設備を設けた不動産)				
		種類	件数・規模			
所在地						
(旅館、ホテル等特定の業務の用に供する建物)						
賃貸料収入の 予定年額	合計				円	
	建物	(独立家屋)			円	
		(マンション等)			円	
	土地				円	
駐車場				円		
その他				円		
不動産又は駐車場の 賃貸に係る管理業務 の方法						
申請に対する所属長 意見						
地方公務員法第38条第1項及び高知市職員の営利企業等の従事制限に関する規則に基づき、上記申請を許可する。 年 月 日 (任命権者)						

Ⅱ 贈与等報告書の提出状況（令和6年度）

（議題 1）

1 贈与等報告書の提出状況について

令和6年度（R6.4月～R7.3月）の贈与等報告書の提出状況は以下のとおり。

(1) 提出要件別の件数

1件5千円を超える贈与等を受けたとして報告書の提出があったもの

① 事業者等から受けた金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは は供応接待	62 件
② 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬	0 件
③ 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、 現在又は過去の職務に関する講演等であって、職員が行うものであることを明らかにして行うものの報酬	118 件
合 計	180 件

(2) 市長事務部局及び各委員会等からの提出状況

	報告人数	報告件数
令和6年度	59 名	180 件
令和5年度	52 名	115 件
比較	113% (7名増)	157% (65件増)

- 報告人数は前年度から7名増加した。
主な要因は、外部の研修講師や組織外での委員等に従事し、贈与等を受けた者の増による。
- 報告件数は前年度から65件増加した。
主な要因は、定期的な役務の提供に対して、月ごとに贈与等を受けたことによる報告件数の増による。

(3) 1件当たり2万円を超える贈与等は、以下のとおり。

	報告件数	全体に占める割合
令和6年度	86 件	47%
令和5年度	39 件	34%
比較	221% (47件増)	138% (13%増)

- 1件当たり2万円を超える贈与等の報告件数は、昨年度から47件増加した。
主な要因は、医師による診療や空港における通訳業務などの各種役務の提供や、国内外におけるよさこい鳴子踊り披露に伴う旅費実費等の増による。

2 贈与等報告の内容別内訳

(単位：件)

部局等	件数 合計	令和6年度の件数内訳						金額内訳				
		講師 謝金	試験 監督 謝金	委員 役員 報酬	役務 の 提供	旅費 実費 等	記念 品料 等	5千円超 ～ 1万円	1万円超 ～ 1.5万円	1万5千 円超 ～ 2万円	2万円超 ～ 5万円	5万円超 ～
市長事務局	112	8	18	25	27	32	2	38	6	17	28	23
特別職	2				2							2
教育委員会	61	7		11	40	2	1	18	5	7	28	3
行政委員会等	1					1		1				
消防局												
上下水道局	4		2			2		2				2
合計 ※令和5年度比	180 (65)	15 (9)	20 (5)	36 (18)	69 (5)	37 (25)	3 (3)	59 (18)	11 (3)	24 (-3)	56 (32)	30 (15)
割合%		8.3%	11.1%	20.0%	38.3%	20.6%	1.7%	32.8%	6.1%	13.3%	31.1%	16.7%
対前期割合%	156.5%	250.0%	133.3%	200.0%	107.8%	308.3%	皆増	143.9%	137.5%	88.9%	233.3%	200.0%
令和5年度 ※令和4年度比	115 (13)	6 (-10)	15 (-1)	18 (-3)	64 (16)	12 (11)		41 (-5)	8	27 (11)	24	15 (7)
提出要件 別の件数 内訳	要件 ①該当			9	28	22	3	12	4	7	27	12
	要件 ②該当											
	要件 ③該当	15	20	27	41	15		47	7	17	29	18

(一件当りの平均金額 49,246 円)

※注 件数は報酬の受領回数でカウント。

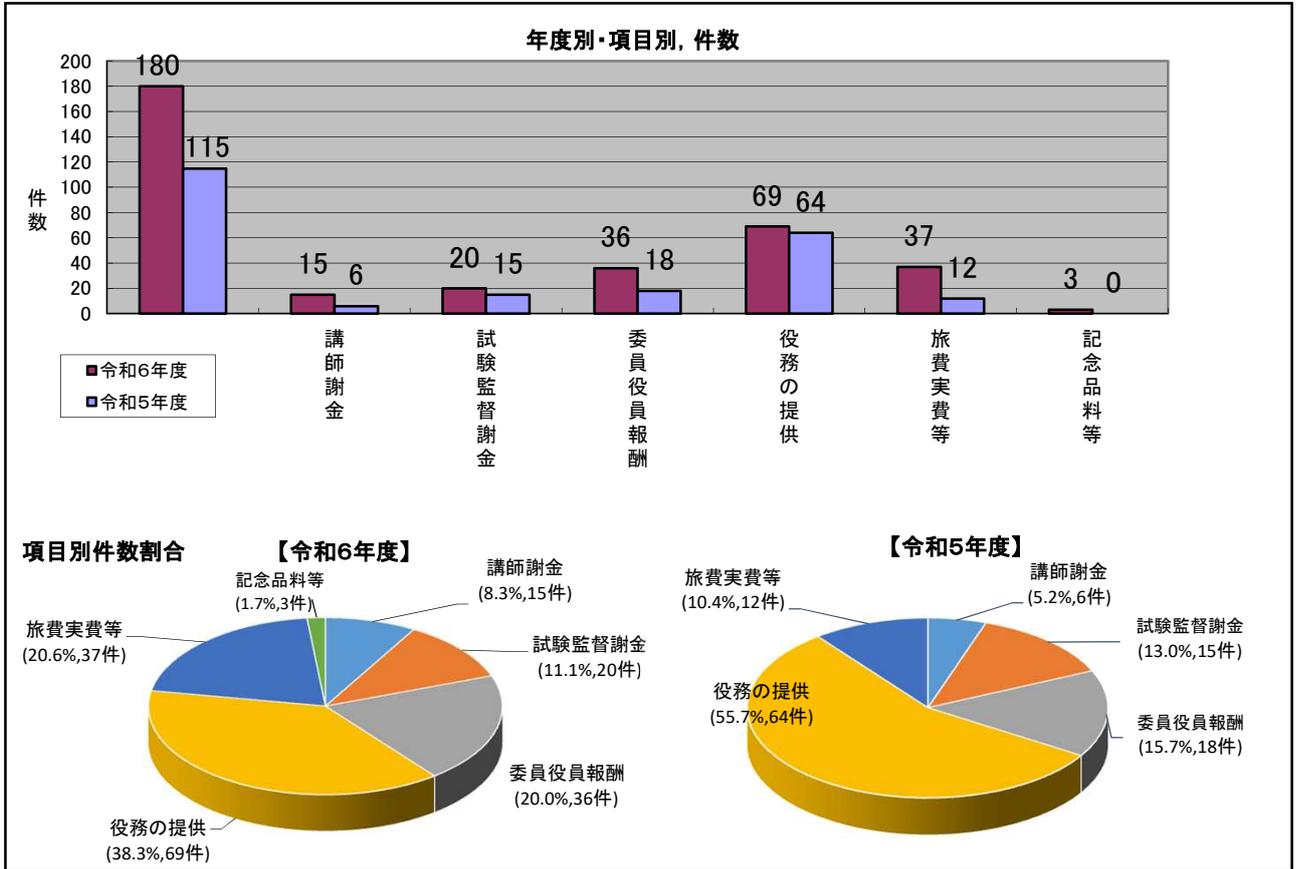
例) 1枚の報告書に3回の受領について記載されている場合→3件でカウント

贈与等報告の内容別内訳(年度別対比資料)

提出件数の推移

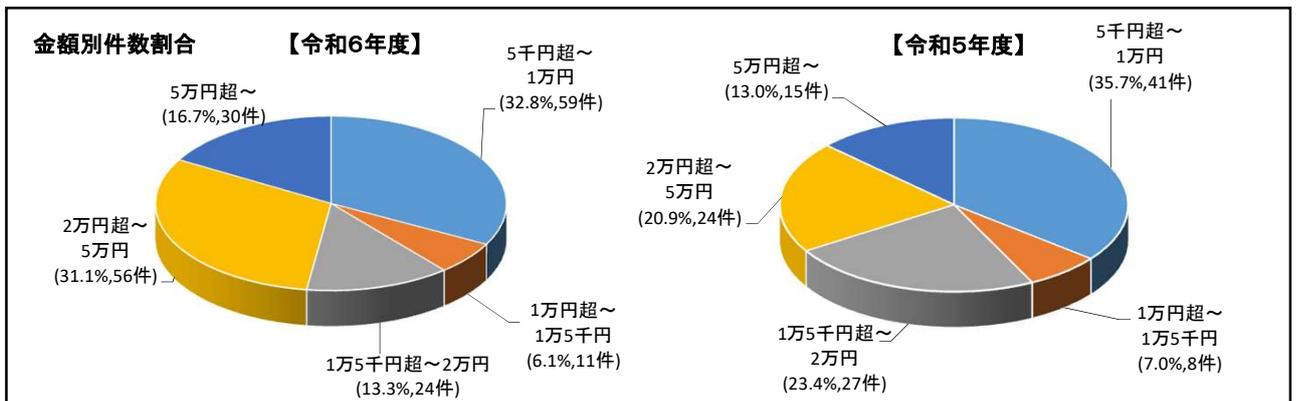
○項目別

	提出件数 合計	件数内訳					
		講師謝金	試験監督謝金	委員役員報酬	役務の提供	旅費実費等	記念品料等
令和6年度	180	15	20	36	69	37	3
令和5年度	115	6	15	18	64	12	0



○金額別

	金額内訳				
	5千円超 ～1万円	1万円超 ～1万5千円	1万5千円超 ～2万円	2万円超 ～5万円	5万円超～
令和6年度	59	11	24	56	30
令和5年度	41	8	27	24	15



3 贈与等報告者の状況（職種内訳）

（単位：人）

部局等	報告者数	令和6年度の職種内訳							
		事務	技術	医師	医療 技術	特別職	消防	労務	臨時等
市長事務部局	34	20	12	1				1	
特別職	1					1			
教育委員会	20	17			1			2	
行政委員会等	1	1							
消防局									
上下水道局	3		3						
合計 ※R5年度比	59 (7)	38 (4)	15 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (-1)	(-1)	3 (1)	
割合%		64.4%	25.4%	1.7%	1.7%	1.7%	0.0%	5.1%	0.0%
対前期割合%	113.5%	111.8%	115.4%	皆増	皆増	50.0%	皆減	150.0%	-
令和5年度 ※R4年度比	52 (10)	34 (10)	13 (2)			2	1 (-1)	2 (-1)	

Ⅲ 実費弁償分の受領に係る許可申請等の取扱いについて

(議題 2)

概要及び見直し内容

地方公務員法第38条第1項において許可を要するとされている行為は、①営利団体の役員等の地位を兼ねること、②自ら営利企業を営むこと及び③報酬を得て事業又は事務に従事することであり、実費弁償のみを受領することについては、本来、許可が必要ない行為ではない。しかし、本市においては、職員が実費弁償（交通費等）を受領して従事する場合も、報酬の場合に準じ、許可の手続きを必要としている。

今般、時代に即した働き方の推進という観点から国家公務員の兼業制度の見直しが行われており、各地方公共団体においても、国も見直し内容も参照しつつ、希望する職員が兼業できる環境整備が進められるよう、地域の実情に即し、適切に対応することが求められているところである。

そのため、令和8年度から職員が実費弁償のみを受領することについては、法律上は許可不要であることを踏まえ、取扱いを見直すこととしたい。

また、本市においては、高知市職員倫理条例に基づき、職員が事業者等から贈与等を受けるとき等に、1件5千円を超える場合は、贈与等報告書により任命権者に報告することとなっている。当該報告に関するも、本来、実費弁償分については、贈与等には当たらず、規定上も報告の対象ではないが、従来運用として報告を求めてきた。今回、贈与等の報告についても、実費弁償分のみを受領した際の取扱いを見直すこととしたい。

見直しによる職員の負担軽減効果

民生委員等や、よさこい披露などのボランティア（実費弁償のみで報酬が発生しないもの）については、許可申請及び報告が不要となる。

今回の変更により許可・報告が不要となる従事例

■よさこい鳴子踊りの披露	R6年度	21件	(北見市・台湾高雄市等でよさこいチームの踊り子として踊りを披露。交通費等のみ受領。)
■研修等の講師	R6年度	1件	(地域の研修会の講師として講演。交通費のみ受領。)
■スポーツ大会への参加	R6年度	1件	(所属している野球チームの選手として大会に出場。交通費等のみ受領。)

※ 上記件数は、R6年度実績による。営利企業等従事許可申請書及び贈与等報告書の提出があったものから抽出。

※ 贈与等報告書の件数については、R6年度に適用した場合、上記以外に14件が報告不要となる。(小児科外来への従事、技能検定委員)

※ 運用のみの取扱変更であり、条例、規則、許可基準等の改正は不要。

IV 不動産等賃貸・太陽光電気の販売に係る許可申請
の取扱いについて

(議題 3)

概要

不動産等賃貸及び太陽光電気の販売に関しては、国家公務員における取扱いに準じ、許可の基準を定めている。今般、人事院規則が一部改正され、許可が必要となる規模に係る基準が緩和されたことから、併せて本市基準についても見直しを行うもの。(令和8年4月1日施行)

① 不動産等賃貸

現行

■ 許可が必要な規模

賃貸料収入の額が年額500万円以上

変更後

※ 令和8年4月1日～

■ 許可が必要な規模

賃貸料収入の額が年額1,000万円以上

ただし、建物の賃貸のみを行う場合は、建物の床面積の合計が600㎡未満である場合を除く。

※ 「不動産の賃借に係る営利従事等許可基準」の改正による。



② 太陽光電気の販売

現行

■ 許可が必要な設備

定格出力が10kw以上の太陽光発電設備

変更後

※ 令和8年4月1日～

■ 許可が必要な設備

定格出力が50kw以上の太陽光発電設備

※ 人事課長通知による。



参考

実績

	R4年度申請	R5年度申請	R6年度申請
① 不動産等賃貸	1件	1件	4件
② 太陽光電気の販売	0件	0件	0件

H26に通知。H27、H29に1件のみ

不動産の賃借に係る営利従事等許可基準 新旧対照表

旧	新
<p>(許可の対象となる不動産の賃借)</p> <p>第2条 次に掲げる要件に該当する不動産の賃借は、法第38条第1項に規定する許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること。</p> <p>イ 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であること。</p> <p>ウ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。</p> <p>エ 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。</p> <p>オ 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。</p> <p>(2) 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。</p> <p>イ 駐車台数が10台以上であること。</p> <p>(3) 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額）が<u>年額500万円以上である場合</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(4) (1)又は(2)に<u>掲げる不動産等の賃借</u>と同様の事情があると認められる場合</p> <p>(許可の申出)</p> <p>第4条 職員が前条の許可の申出をするときは、営利従事等許可申請書（別記様式）に、</p>	<p>(許可の対象となる不動産の賃借)</p> <p>第2条 次に掲げる要件に該当する不動産の賃借は、法第38条第1項に規定する許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること。</p> <p>イ 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であること。</p> <p>ウ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。</p> <p>エ 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。</p> <p>オ 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。</p> <p>(2) 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。</p> <p>イ 駐車台数が10台以上であること。</p> <p>(3) 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額）が<u>年額1,000万円以上である場合</u> <u>(建物の賃貸のみを行う場合にあつては、当該建物の床面積の合計が600平方メートル未満である場合を除く。)</u></p> <p>(4) (1)又は(2)に<u>定める場合</u>と同様の事情があると認められる場合</p> <p>(許可の申出)</p> <p>第4条 職員が前条の許可の申出をするときは、営利従事等許可申請書（別記様式）に、</p>

旧	新
<p>必要に応じて次に掲げる書類を必要に応じて添付して、任命権者に提出するものとする。</p> <p>(1) 不動産登記簿の謄本，図面等の賃貸する<u>不動産</u>の状況がわかる資料</p> <p>(2) 賃貸契約書の写し等の<u>不動産賃貸料</u>収入額がわかる資料</p> <p>(3) 管理会社への管理業務契約書等の<u>不動産</u>の管理方法がわかる資料</p> <p>(4) その他任命権者が必要と認める資料</p> <p>2 前項の規定に基づく許可を受けた内容に変更があった場合は，変更後の内容で改めて申請し，許可を受けなければならない。</p>	<p>必要に応じて次に掲げる書類を必要に応じて添付して、任命権者に提出するものとする。</p> <p>(1) 不動産登記簿の謄本，図面等の賃貸する<u>不動産又は駐車場</u>の状況がわかる資料</p> <p>(2) 賃貸契約書の写し等の<u>賃貸料</u>収入額がわかる資料</p> <p>(3) 管理会社への管理業務契約書等の<u>不動産又は駐車場</u>の管理方法がわかる資料</p> <p>(4) その他任命権者が必要と認める資料</p> <p>2 前項の規定に基づく許可を受けた内容に変更があった場合は，変更後の内容で改めて申請し，許可を受けなければならない。</p> <p><u>その他、この要綱の規定中読点として表記する「，」を「、」に改める。</u></p>

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

各 所 属 長 様

人事課長 諸 石 信 廣

太陽光電気販売に係る営利企業等従事許可申請の取扱について（通知）

平成 24 年 7 月に導入された再生可能エネルギー固定価格買取制度により太陽光発電設備の導入が進んだことを受け、この度、それによって得られた電気の販売で収入を得る場合についての国家公務員における営利企業等従事許可の基準が示されました。

本市においても同様に取り扱うこととしましたので、所属職員への周知をお願いいたします。

- 1 許可が必要な設備
- 定格出力が **10 キロワット以上** の太陽光発電設備
(注 1)
- 記
- R8.4～
50 キロワット以上に変更**

「太陽光発電設備」とは、電気事業者等との間で締結される太陽光電気の販売契約の対象となる太陽光発電設備をいう。

(注 2)

太陽光発電設備が複数ある場合にはそれらの設備の定格出力の合計値、太陽光発電設備を増設する場合には既設分及び増設分の設備の定格出力の合計値が、10 キロワット以上となるときは許可が必要なものとして取り扱う。

(注 3)

太陽光電気の販売を共有名義で行う場合には、持分により按分したものによるのではなく、太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備全体を対象とする。

2 申請方法

申請する職員は、総務部人事課へお問い合わせの上、各部局人事担当課へ営利企業等従事許可申請書をご提出ください。なお、申請に際しては、太陽光発電設備の設置状況等がわかる資料を求める場合があります。

3 その他

~~設置済みの設備についても、定格出力が 10 キロワット以上のものであれば申請が必要となりますので、遺漏のないようご注意ください。~~

ご不明な点等は人事課までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

総務部人事課 人事担当 (内線 3170)

V 高知市職員の職務に係る倫理の保持について

(報告)

R7.1.27 ~ R8.1.27

高知市職員の職務に係る倫理の保持について(資料)

① 令和7年2月 酒気帯び運転（自転車） 当該職員（停職1か月）

【被処分者及び処分内容等】

- 処分年月日 令和7年2月28日
- 被処分者 市民協働部地域コミュニティ推進課 主査

【処分事由】

被処分者は、令和6年12月6日（金）の夜間、職員間の親睦会に参加した上で、一人で別の店にて飲酒した後の帰宅途中、高知市石立町新月橋南側付近を自転車に乗車し、無灯火で走行していたところ、高知南警察署員に呼び止められ、取り調べを受けるとともに呼気検査を行った結果、基準値を上回るアルコールが検出されたことから酒気帯び運転により検挙されたもの。

なお、被処分者は、高知地方検察庁へ書類送検された後、略式起訴されて罰金10万円の刑が確定し、令和7年2月7日に納付が完了している。

この行為は、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であるとともに、公務に対する市民の信頼を著しく損ない、信用を失墜させるものであることから、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに高知市職員の懲戒手続及び効果に関する条例の規定により、停職1か月の懲戒処分としたもの。

② 令和7年11月 欠勤（出退勤時間偽装） 当該職員（停職6か月）

【被処分者及び処分内容等】

- 処分年月日 令和7年11月20日
- 被処分者 農林水産部 参事
- 管理監督者 農林水産部長（訓告）

【処分事由】

令和6年以降、遅刻や早退、また出勤実態のない日について、後日、出退勤管理を行う庶務事務システムから「打刻忘却申請（※）」を行い、合計54回、118時間57分について勤務していたと偽装していたもの。

当該事案については、令和7年8月に被処分者の上司である農林水産部長から総務部に対して令和6年12月以降の被処分者の出退勤実態について不審な点がある旨の報告があったことを受けて、令和6年以降の出勤簿、「打刻忘却申請」の状況、庁内イントラネットへのログイン時刻等について情報システム記録を突合するなどの調査を行った上で、被処分者に対して事情聴取を行った結果判明したもの。

この行為は、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であるとともに、公務に対する市民の信頼を著しく損ない、信用を失墜させるものであることから、地方公務員法第29条第1項各号並びに高知市職員の懲戒手続及び効果に関する条例の規定により、停職6か月の懲戒処分としたもの。

※打刻忘却申請：出退勤時刻の打刻を忘れた場合に、後から正しい出退勤時刻をシステムに記録するためのシステム上の申請で、上司の承認が必要となっている。

③ 令和7年11月

暴行

当該職員（戒告）

【被処分者及び処分内容等】

- 処分年月日 令和7年11月20日
- 被処分者 健康福祉部 主事

【処分事由】

過去に交際関係にあった人物に対して複数回暴力を振るっていたもの。
当該事案については、令和7年9月に外部の被害者から人事課に対して被処分者の暴力行為を通報するメールが届いたことを受けて、被害者及び被処分者に事情聴取を行った結果、これまで喧嘩など双方が感情的になった際、被害者に対し、複数回暴力を振るった事実を認めたもの。

この行為は、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であるとともに、公務に対する市民の信頼を著しく損ない、信用を失墜させるものであることから、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに高知市職員の懲戒手続及び効果に関する条例の規定により、戒告処分としたもの。

④ 令和8年1月

セクシャル・ハラスメント

当該職員（停職6か月）

【被処分者及び処分内容等】

- 処分年月日 令和8年1月6日
- 被処分者 都市建設部職員
- 管理監督者 処分事案が発生した当時の管理監督職員3人（口頭厳重注意）

【処分事由】

女性職員に対してセクハラ行為（*）を行ったもの。

この行為は、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であるとともに、公務に対する市民の信頼を著しく損ない、信用を失墜させるものであることから、地方公務員法第29条第1項各号並びに高知市職員の懲戒手続及び効果に関する条例の規定により、停職6か月の懲戒処分としたもの。

* セクハラ行為の時期、場所、内容などの詳細については、被害者のプライバシーに関する情報であることから、非公表とする。

